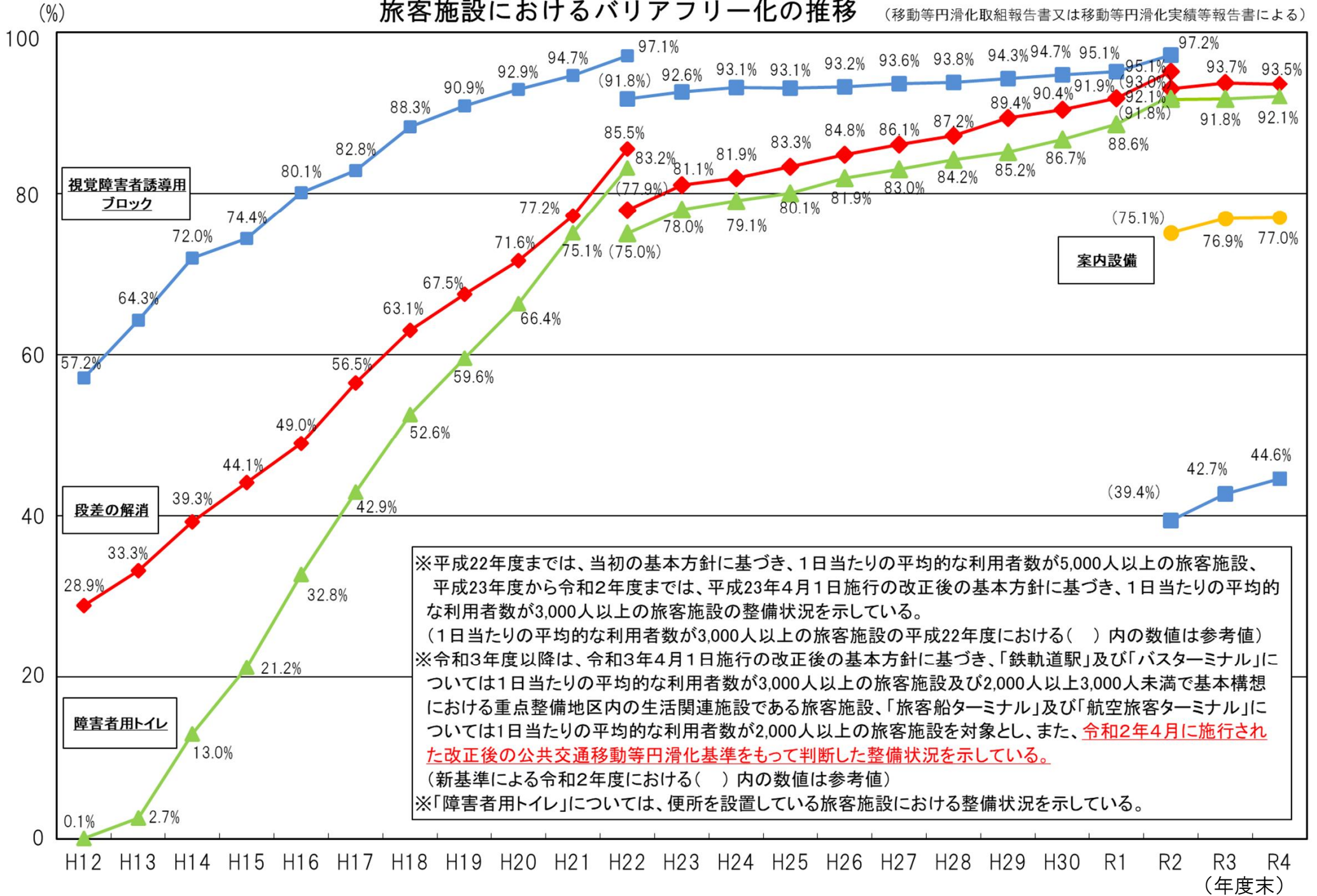


旅客施設におけるバリアフリー化の推移

(移動等円滑化取組報告書又は移動等円滑化実績等報告書による)



※平成22年度までは、当初の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設、平成23年度から令和2年度までは、平成23年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の整備状況を示している。  
 (1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の平成22年度における( )内の数値は参考値)  
 ※令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、「鉄軌道駅」及び「バスターミナル」については1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である旅客施設、「旅客船ターミナル」及び「航空旅客ターミナル」については1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の旅客施設を対象とし、また、**令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。**  
 (新基準による令和2年度における( )内の数値は参考値)  
 ※「障害者用トイレ」については、便所を設置している旅客施設における整備状況を示している。